

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



目次

○福島県監査委員
監査公表二件

福島県監査委員

監査公表第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項の規定により実施した監査について、別紙のとおり、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告を決定したので、同項の規定によりこれを公表する。

令和8年9月25日

福島県監査委員 佐藤政隆
福島県監査委員 大場秀樹
福島県監査委員 渡辺仁
福島県監査委員 阿部寿子

（別紙）

監査の結果に関する報告

- 1 監査の基準
本件監査は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。
- 2 監査の種類
財務監査
- 3 監査の対象及び実施内容並びに監査の着眼点
定期監査
(1) 監査の対象及び実施内容
ア 危機管理部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
消防防災航空センター	令和6年度 令和7年度	令和8年7月24日	大場秀樹	渡辺仁	書面監査

イ 生活環境部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
------	------	-------	--------	--	------

環 境 創 造 セ ン タ ー	令 和 7 年 度	令 和 8 年 8 月 17 日	大 場 秀 樹	阿 部 寿 子	実 地 監 査
--------------------	-----------	------------------	---------	---------	---------

ウ 保健福祉部

対 象 機 関	対 象 年 度	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実 施 方 法
女 性 の た め の 相 談 支 援 セ ン タ ー	令 和 7 年 度	令 和 8 年 7 月 21 日	佐 藤 政 隆	阿 部 寿 子	実 地 監 査
南 会 津 保 健 福 祉 事 務 所	令 和 7 年 度	令 和 8 年 7 月 22 日	大 場 秀 樹	渡 辺 仁	実 地 監 査
県 中 保 健 福 祉 事 務 所	令 和 7 年 度	令 和 8 年 7 月 23 日	佐 藤 政 隆	阿 部 寿 子	実 地 監 査
精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	令 和 6 年 度 令 和 7 年 度	令 和 8 年 7 月 24 日	大 場 秀 樹	渡 辺 仁	書 面 監 査
相 双 保 健 福 祉 事 務 所	令 和 7 年 度	令 和 8 年 7 月 30 日	佐 藤 政 隆	阿 部 寿 子	実 地 監 査
動 物 愛 護 セ ン タ ー	令 和 6 年 度 令 和 7 年 度	令 和 8 年 8 月 17 日	大 場 秀 樹	阿 部 寿 子	実 地 監 査
会 津 保 健 福 祉 事 務 所	令 和 7 年 度	令 和 8 年 8 月 18 日	佐 藤 政 隆	渡 辺 仁	実 地 監 査

エ 商工労働部

対 象 機 関	対 象 年 度	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実 施 方 法
テ ク ノ ア カ デ ミ ー 郡 山	令 和 6 年 度 令 和 7 年 度	令 和 8 年 7 月 27 日	大 場 秀 樹	渡 辺 仁	実 地 監 査
ハ イ テ ク プ ラ ザ	令 和 7 年 度	令 和 8 年 8 月 19 日	大 場 秀 樹	阿 部 寿 子	実 地 監 査

オ 農林水産部

対 象 機 関	対 象 年 度	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実 施 方 法
南 会 津 農 林 事 務 所	令 和 7 年 度	令 和 8 年 7 月 22 日	大 場 秀 樹	渡 辺 仁	実 地 監 査
県 南 農 林 事 務 所	令 和 7 年 度	令 和 8 年 7 月 29 日	大 場 秀 樹	渡 辺 仁	実 地 監 査

カ 土木部

対 象 機 関	対 象 年 度	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実 施 方 法
会 津 若 松 建 設 事 務 所	令 和 7 年 度	令 和 8 年 8 月 18 日	佐 藤 政 隆	渡 辺 仁	実 地 監 査

キ 教育委員会

対 象 機 関	対 象 年 度	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実 施 方 法
安 積 中 学 校 ・ 高 等 学 校	令 和 6 年 度 令 和 7 年 度	令 和 8 年 7 月 23 日	佐 藤 政 隆	阿 部 寿 子	実 地 監 査
会 津 工 業 高 等 学 校 ・ 会 津 第 二 高 等 学 校	令 和 6 年 度 令 和 7 年 度	令 和 8 年 7 月 24 日	大 場 秀 樹	渡 辺 仁	書 面 監 査
視 覚 支 援 学 校 ・ 聴 覚 支 援 学 校 福 島 校	令 和 6 年 度 令 和 7 年 度	令 和 8 年 7 月 24 日	大 場 秀 樹	渡 辺 仁	書 面 監 査
聴 覚 支 援 学 校 平 校	令 和 6 年 度 令 和 7 年 度	令 和 8 年 7 月 24 日	大 場 秀 樹	渡 辺 仁	書 面 監 査
石 川 支 援 学 校	令 和 6 年 度	令 和 8 年 7 月 24 日	大 場 秀 樹	渡 辺 仁	書 面 監 査

	令和7年度				
県中教育事務所	令和6年度 令和7年度	令和8年7月27日	大場秀樹	渡辺 仁	実地監査
ふたば未来学園 中学校・高等学校	令和6年度 令和7年度	令和8年7月28日	佐藤政隆	阿部寿子	実地監査
川俣高等学校	令和7年度	令和8年7月30日	佐藤政隆	阿部寿子	実地監査
湖南高等学校	令和6年度 令和7年度	令和8年8月19日	大場秀樹	阿部寿子	実地監査

(2) 監査の着眼点

- ア 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。（合規性）
 イ 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。（正確性）
 ウ 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。（経済性）
 エ 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が上がっているか。（効率性）
 オ 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。（有効性）

4 監査の結果

指摘事項等

監査した結果、以下に記載する対象機関については、指摘事項及び指導事項計14件については是正又は改善を求めた。

その他の機関については、重要な点において前記3の記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、おおむね適正に執行されたものと認められた。

(1) 定期監査

- ア 危機管理部
指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
消防防災航空センター	・ 公用車1台に設置したカーナビゲーションシステムについて、テレビ放送を受信できることを認識していなかったため、法人甲と受信契約を締結しておらず、平成27年度から令和6年度までの受信料を令和7年度に支払っている。

- イ 生活環境部
指摘事項

対 象 機 関	是 正 ・ 改 善 を 求 め た 事 項												
環 境 創 造 セ ン タ ー	・ 休日給及び報酬の支払時期に著しく適正を欠いているものがある。 (事 実 の 概 要) 1 令和4年度から令和6年度までの交替制勤務の正規職員延べ9名の休日給について、当月分を翌月の給料の支給定日に支給するところ、支給対象に係る関係規程の理解が不十分であったため、令和7年度に支給している。 <table><tr><td>令和4年度</td><td>3名</td><td>63,960円</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>3名</td><td>115,681円</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>3名</td><td>133,856円</td></tr><tr><td>合 計</td><td>延 べ 9 名</td><td>313,497円</td></tr></table> 2 令和4年度から令和6年度までの交替制勤務の会計年度任用職員延べ26名の休日給に相当する報酬について	令和4年度	3名	63,960円	令和5年度	3名	115,681円	令和6年度	3名	133,856円	合 計	延 べ 9 名	313,497円
令和4年度	3名	63,960円											
令和5年度	3名	115,681円											
令和6年度	3名	133,856円											
合 計	延 べ 9 名	313,497円											

	て、当月分を翌月の報酬の支給定日に支給するところ、支給対象に係る関係規程の理解が不十分であったため、令和 7 年度に支給している。		
	令和 4 年度	8 名	506,084円
	令和 5 年度	9 名	494,333円
	令和 6 年度	9 名	513,482円
	合 計	延べ 26 名	1,513,899円
	(是正又は改善の意見)		
	交替制勤務職員の休日給及び報酬の支給に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化すること。		

ウ 保健福祉部
(7) 指摘事項

対 象 機 関	是 正 ・ 改 善 を 求 め た 事 項																					
動物愛護センター	・ 内部統制が機能しておらず、備品購入の契約事務手続及び歳出科目の設定に著しく適正を欠いているものがある。 （事実の概要） 令和6年8月3日に購入した診療室エアコン（契約金額108,900円）について、組織的なチェック体制が機能しておらず、契約事務手続及び歳出科目の設定に適正を欠いている。 1 物品購入調書を使用すべきところ、執行伺書により事務処理している。 2 予定価格が10万円以上であるため、2人以上の者から見積書を徴取すべきところ、1人からのみ見積書を徴取している。 3 予定価格が10万円以上であるため、歳出科目を備品購入費とすべきところ、需用費（修繕料）で支出している。 （是正又は改善の意見） 契約事務手続及び歳出科目の設定に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化すること。																					
会津保健福祉事務所	・ 内部統制が機能しておらず、扶助費の支給事務手続に著しく適正を欠いているものがある。 （事実の概要） チェック体制が機能していなかったため、組織内の情報共有や進捗管理がなされず、令和6年5月分から令和7年10月分までの特別障害者手当等の支給事務11件について、受給資格の認定や支払手続が遅れ、支払開始期日から3か月以上遅延（うち過年度支出7件）して支払っている。 <table><tr><td></td><td>遅延件数</td><td>合計金額</td></tr><tr><td>特別障害者手当</td><td>5件</td><td>698,910円</td></tr><tr><td>（うち過年度支出</td><td>4件</td><td>432,600円）</td></tr><tr><td>障害児福祉手当</td><td>6件</td><td>557,760円</td></tr><tr><td>（うち過年度支出</td><td>3件</td><td>219,660円）</td></tr><tr><td>計</td><td>11件</td><td>1,256,670円</td></tr><tr><td>（うち過年度支出</td><td>7件</td><td>652,260円）</td></tr></table> （是正又は改善の意見） 扶助費の支給に当たっては、関係規程に基づき迅速かつ適正に行うとともに、組織内の進捗管理やチェック体制を強化すること。		遅延件数	合計金額	特別障害者手当	5件	698,910円	（うち過年度支出	4件	432,600円）	障害児福祉手当	6件	557,760円	（うち過年度支出	3件	219,660円）	計	11件	1,256,670円	（うち過年度支出	7件	652,260円）
	遅延件数	合計金額																				
特別障害者手当	5件	698,910円																				
（うち過年度支出	4件	432,600円）																				
障害児福祉手当	6件	557,760円																				
（うち過年度支出	3件	219,660円）																				
計	11件	1,256,670円																				
（うち過年度支出	7件	652,260円）																				

(1) 指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
動物愛護センター	・会津地区犬・猫保護管理所電気容量等改修工事において、受注者からの書面による請求を受けずに、工期延長の変更手続を行っている。

エ 商工労働部
指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
テクノアカデミー郡山	・講師3名分の報償費及び旅費について、講義終了後、速やかに支払うべきところ、3か月以上経過して支払っている。

オ 農林水産部
なし
カ 土木部
指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
会津若松建設事務所	・複写機に使用するトナーカートリッジについて、物品購入に係る契約を行わずに納品させ、過年度支出している。

キ 教育委員会
指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
安積高等学校	・令和4年度（令和3年度試験実施分）から令和7年度（令和6年度試験実施分）までの福島県高等学校入学者選抜試験の関係書類について、5年間保存すべきところ、令和8年3月に誤廃棄している。
会津工業高等学校	・教員2名分の対外運動競技等引率業務に係る教員特殊業務手当について、復命書と特殊勤務実績簿の確認が不十分であったため、未払又は不足払となっている。
視覚支援学校	・教員1名の給与について、給料の支給定日に現金支給すべきところ支給せず、本人からの申し出を受けて未払であることに気づき、支給している。
石川支援学校	・石川支援学校外壁劣化調査業務委託の指名競争入札において、同額の入札をした6者から落札者を決定する「くじ」の方法に誤りがあったことが、落札者の決定後に判明したため、決定を取り消している。 ・特定会計年度任用職員（時間講師）1名の報酬及び旅費について、勤務実績の確認を怠り支給手続が遅れたため、支給定日に支払われていない。
ふたば未来学園中学校・高等学校	・行政財産使用許可に係る建物使用料の算定に当たり、当該建物の県有財産台帳価額に当該建物に係る工作物の台帳価額を含めるべきところ、含めずに算定したため、調定額が過小となっている。また、行政財産使用許可に係る管理経費の算定に当たり、当該使用許可に係る行政財

	産に附帯する設備の使用に必要な経費として、電気料及び水道料に加え衛生料を含めるべきところ、含めずに算定したため、調定額が過小となっている。
湖南高等学校	・令和4年度（令和3年度試験実施分）の福島県高等学校入学者選抜試験の関係書類について、5年間保存すべきところ、令和8年4月に紛失していることが判明した。

(監査総務課)

監査公表第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項の規定により実施した監査について、別紙のとおり、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告を決定したので、同項の規定によりこれを公表する。

令和8年9月25日

福島県監査委員 佐藤政隆
福島県監査委員 大場秀樹
福島県監査委員 渡辺仁
福島県監査委員 阿部寿子

(別紙)

監査の結果に関する報告

1 監査の基準

本件監査は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。

2 監査の種類

財務監査

3 監査の対象及び実施内容並びに監査の着眼点

定期監査

(1) 監査の対象及び実施内容

ア 土木部（流域下水道事業会計）

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
県中流域下水道建設事務所	令和7年度	令和8年7月14日	佐藤政隆	阿部寿子	書面監査
県北流域下水道建設事務所	令和7年度	令和8年7月21日	佐藤政隆	阿部寿子	実地監査

イ 企業局

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
企業局いわき事業所	令和7年度	令和8年7月13日	大場秀樹	渡辺仁	実地監査

ウ 病院局

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
宮下病院	令和7年度	令和8年7月24日	大場秀樹	渡辺仁	書面監査
ふたば医療センター	令和7年度	令和8年7月28日	佐藤政隆	阿部寿子	実地監査
ふくしま医療センターこころの杜	令和7年度	令和8年7月29日	大場秀樹	渡辺仁	実地監査

(2) 監査の着眼点

ア 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。（合規性）

イ 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。（正確性）

ウ 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。（経済性）

エ 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が上がっているか。（効率性）

オ 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。（有効性）

4 監査の結果

(1) 事業経営の状況

ア 土木部（流域下水道事業会計）

対象機関	事業経営の状況
県中流域下水道建設事務所	・ 県中処理区（郡山市ほか2市2町）、二本松処理区（二本松市）、田村処理区（田村市）の3処理区において流域下水道事業を行っている。 ・ 令和7年度における年間処理水量は36,360,030m³で、前年度と比較して、1,601,872m³（4.2%）減少した。 ・ その事業管理はおおむね適正であったと認められる。
県北流域下水道建設事務所	・ 福島市ほか1市2町を対象に流域下水道事業を行っている。 ・ 令和7年度における年間処理水量は19,656,239m³で、前年度と比較して、164,811m³（0.8%）減少した。 ・ その事業管理はおおむね適正であったと認められる。

イ 企業局

対象機関	事業経営の状況
企業局いわき事業所	・ いわき市内の企業に対し、3工業用水（磐城、勿来、小名浜）により給水事業を行っている。 ・ 令和7年度における総給水量は309,160,104m³で、前年度と比較して、2,690,983m³（0.9%）減少した。 ・ その事業管理はおおむね適正であったと認められる。

ウ 病院局

対象機関	事業経営の状況
宮下病院	・ 令和7年度の患者数は、入院が延べ2,239人、外来が延べ13,351人であり、前年度と比較して、入院は208人（8.5%）、外来は1,384人（9.4%）減少した。 ・ その事業管理はおおむね適正であったと認められる。
ふたば医療センター	（附属病院） ・ 令和7年度の患者数は、入院が延べ4,134人、外来が延べ5,716人であり、前年度と比較して、入院は211人（5.4%）、外来は125人（2.2%）増加した。 ・ その事業管理はおおむね適正であったと認められる。 （附属ふたば復興診療所） ・ 令和7年度の患者数は、外来が延べ5,986人であり、前年度と比較して291人（5.1%）増加した。 ・ その事業管理はおおむね適正であったと認められる。
ふくしま医療センター こころの杜	・ 令和7年度の患者数は、入院が延べ24,178人、外来が延べ24,196人であり、前年度と比較して、入院は2,648人（9.9%）、外来は2,508人（9.4%）減少した。 ・ その事業管理はおおむね適正であったと認められる。

(2) 指摘事項等

監査した結果、以下に記載する対象機関については、指導事項 1 件については是正又は改善を求めた。

その他の機関については、重要な点において前記 3 の記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、おおむね適正に執行されたものと認められた。

ア 定期監査

(ア) 土木部（流域下水道事業会計）

なし

(イ) 企業局

なし

(ウ) 病院局

指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
ふくしま医療センター こころの杜	・令和 6 年度の補助金について、令和 6 年 10 月の交付決定時に収益計上すべきところ、令和 7 年 4 月の確定額収納時に収益計上している。

（監査総務課）